

関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

- 1．日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「ベトナム協定」という。）における関税についての便益の適用を受けるために必要な原産地証明書等に関する所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行令第61条関係）
- 2．スイス協定及びベトナム協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束にこれらの協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
- 3．特惠関税制度について、ベトナムを原産地とする特定の物品を特惠関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
- 4．スイス協定及びベトナム協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、割当ての方法及び基準等に関する所要の規定の整備を行うとともに、当該制度の対象品目を別表に追加することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第1条及び別表第1～別表第4関係）
- 5．その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6．この政令は、スイス協定の効力発生の日から施行することとする。ただし、1．、2．及び4．のうちベトナム協定に係る部分並びに3．については、ベトナム協定の効力発生の日から施行することとする。